

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

7月24日発行

Vol.656

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

7/13 土

南相馬市HP

「みなみそうまトピックス」から

北泉海水浴場の海開き

原町区の北泉海水浴場は7月13日、海開きを迎えました。県内外から大勢の親子連れらが訪れ、海水浴を楽しんでいました。



👉 2ページをご覧ください。

目次

●「みなみそうまトピックス」から

- ・北泉海水浴場の海開き ----- 2
- ・第18回少年の主張南相馬市大会 -- 3

●被災自治体News

- 双葉町 ----- 4
- 郡山市 ----- 6
- 福島県 ----- 11

●福島県復興公営住宅入居支援センター

- ・令和6年度第3回
入居者募集のお知らせ ----- 12
- ・福島県復興公営住宅の
内覧について ----- 18

●NEXCO東日本

- ・常磐自動車道 広野IC～南相馬IC
夜間通行止めのお知らせ ----- 20
- ・磐越自動車道
会津若松IC～新潟中央JCT
夜間通行止めのお知らせ ----- 21

7/13 土

北泉海水浴場の海開き

原町区の北泉海水浴場は7月13日、海開きを迎えました。
県内外から大勢の親子連れらが訪れ、海水浴を楽しんでいました。
海開きは7月13日から8月18日まで、期間中は毎週末イベントが開催されます。
スケジュールや内容は市ホームページでご確認ください。



▶ 南相馬市北泉海水浴場



▶ 北泉の公式ウェブサイト「えぶなみ北泉」



7/16 火

第18回少年の主張南相馬市大会

市では7月16日に、原町生涯学習センターにて、第18回少年の主張南相馬市大会を開催しました。「少年の主張」大会は、たくさんの夢や希望を抱いている中学生が、日常生活で感じていること、あるいは考えていることを発表することにより、社会の一員としての自覚を高め、広く社会に目を向ける機会を提供するとともに、大人の青少年への理解と協力を深めることをねらいとして開催しています。

当日は、原町第二中学校の生徒2人が司会を務め、市内中学校6校の代表者12人が発表を行いました。

最優秀賞授与者4人は、今後、少年の主張福島県大会へ出場する予定です。



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ
TEL:0244-26-5663



<http://www.minamisoma.tv/channel/>

今週の番組

番組内容 [7/19~7/26]

- 毎時 00分～ オープニング＆今週の番組
- 02分～ Next Commons Lab 南相馬 活動報告会part3
- 33分～ 上真野小学校 田植え体験
- 40分～ 小高区子どもの遊び場NIKOパーク 10万人達成イベント
- 46分～ 南相馬市スポーツ少年団 ～原三バレーボールスポーツ少年団～
- 54分～ こどもLetter 利用方法のご案内
- 57分～ minamisoma5.0 “日常に溶け込んだまち”編
- 59分～ リクエストアワーのお知らせ





双葉町からのお知らせ

応急仮設住宅ならびに県内外借上げ住宅の供与期間に関する重要なお知らせ

7月22日HP更新

福島県は、住宅環境を始めとする生活環境の整備状況を踏まえて、応急仮設住宅ならびに県内外借上げ住宅の供与期間を令和8年3月31日まで1年間延長した上で、供与を終了することを決定しましたのでお知らせいたします。

なお、応急仮設住宅（建設型）においては、住宅の安全性の観点などから供与期間終了前であっても入居者の状況などを踏まえながら、供与終了を県と町で協議していきます。

▶ 応急仮設住宅の供与期間について（福島県からのお知らせ）[PDF]
<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/9124/0722.pdf>



【問い合わせ先】

福島県被災者のくらし再建相談ダイヤル



0120-303-059

受付時間：午前9時～午後5時 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

双葉町新成人チャレンジ事業“ふるさとを、見よう”プロジェクト

7月19日HP更新

双葉町では『はたちを祝う会(旧成人式)』を継承する新たな企画として『“ふるさとを、見よう”プロジェクト』を開催します。18歳から20歳の若者に町を訪れてもらい、まち歩きや参加者同士の交流をととして、ふるさと双葉町を感じていただく機会を提供します。

日時

9月28日(土)・29日(日)

対象者

平成16年(2004年)4月2日～平成19年(2007年)4月1日生まれの双葉町の方

内容

町内のまち歩き、企業訪問、伝承館見学、参加者交流会 など

対象者には招待状を送付しております。申し込み方法などの詳細についてご確認ください。
また、下記QRコードからの申し込みも可能です。



その他

参加者には交通費、宿泊費を支給します。

【問い合わせ先】

一般社団法人ふたばプロジェクト(業務受託者)

TEL 0240-23-7637

E-mail furusato@futaba-pj.or.jp



郡山市からのお知らせ

令和6年度郡山市物価高騰対応等生活困窮世帯緊急支援給付金について

7月10日HP更新

電気、ガスその他エネルギー・食料品等の価格高騰による影響の緩和を目的として、対象となる世帯に「令和6年度郡山市物価高騰対応等生活困窮世帯緊急支援給付金」を給付します。

給付金の支給額

- 対象1世帯あたり：**10万円**
具体的には、下記の「対象となる世帯」を参照ください。
- 対象子ども1人あたり：**5万円加算**
対象世帯に属する平成18年4月2日以後に出生した子ども

給付金の支給時期

市が適正な書類を受理した日から**約3週間後**

※ 提出書類に不備等がある場合は、修正をしていただく必要があります。

対象となる世帯

次の**すべて**を満たす必要があります。

- 住民登録：基準日（令和6年6月3日）時点で郡山市に住民登録がある世帯
- 課税状況：**新たに**住民税が**非課税**または**均等割のみ課税**となった世帯
令和5年度住民税所得割が課税されている世帯であって、かつ、令和6年度住民税が非課税または均等割のみ課税となった世帯
- 他の要件：**下記の「対象外となる世帯」に該当しない。**
（1つでも該当する場合は対象外）

■ 対象外となる世帯

以下のいずれか1つに該当する世帯は、支給の対象外となります。

1. 令和5年度物価高騰対応等生活困窮世帯緊急支援給付金（非課税世帯【7万円】または均等割のみ課税世帯【10万円】）の給付対象となった世帯または受給した世帯で、当該世帯の世帯主を含む世帯
2. すでに他の市区町村で物価高騰緊急支援給付金と同様の令和5年度または令和6年度給付金を受給した世帯または当該世帯の世帯主を含む世帯

次ページへ続きます

3. 住民税課税者に扶養されている者のみで構成される世帯
4. 租税条約による免除の適用の届出によって住民税均等割が課されていない者を含む世帯
5. 令和5年度および令和6年度の住民税未申告者を含む世帯

必要な手続き

以下のいずれかの場合によって、手続きの方法が異なります。

【要返送】郡山市に令和5年度および令和6年度の住民税課税情報がある世帯

郡山市に令和5年度および令和6年度の住民税課税情報がある世帯については、市から支給要件確認書を送付します。

支給要件確認書の該当箇所を確認・記載し、必要書類を添付の上、期限(令和6年10月31日)までに提出(返送)してください。

■必要な添付書類

- 本人確認書類: マイナンバーカード(表面)、運転免許証、健康保険証、介護保険証、年金手帳、パスポート等の写しのいずれか1つ ※住民票の写しは不可
- 口座確認書類: 金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人(カナ)が確認できる預金通帳またはキャッシュカードの写しのいずれか1つ

【要申請】郡山市に令和5年度または令和6年度の住民税課税情報がない世帯

各年度の住民税は、1月1日時点で住民登録のある市区町村が課税します(結果として、非課税となる場合も含まれます)。

郡山市に住民登録した日(転入日等)によっては、従前の市区町村で課税となります(例: 令和5年度は他市、令和6年度は郡山市が課税)。

郡山市に課税情報がない方が含まれる世帯は、支給対象となるか自動判定できないため、支給要件を満たすか否か確認する必要があります。

- 令和5年度のみ課税状況の確認が必要な世帯については、市から確認依頼書および申請書を送付します。
課税市区町村が発行した納税通知書(税額決定通知書)または所得・課税証明書の取得等により、所得税が課税されているかご確認ください。
課税されている場合は、給付金の支給対象となる可能性がありますので、**相談窓口(郡山市役所本庁舎1階)**でご相談、もしくは、**コールセンター(電話番号0120-839-906)**へご連絡ください。
- **令和6年度の課税情報がない世帯**については、**相談窓口(郡山市役所本庁舎1階)**でご相談、もしくは、**コールセンター(電話番号0120-839-906)**へご連絡ください。

※ 相談窓口およびコールセンターは、7月12日(金)から開設します。

次ページへ続きます 

支給対象となることが判明した場合は、**申請書**の該当箇所を確認・記載し、必要書類を添付の上、**期限(令和6年10月31日)までに提出**してください。

■必要な添付書類

- 本人確認書類：マイナンバーカード(表面)、運転免許証、健康保険証、介護保険証、年金手帳、パスポート等の写しのいずれか1つ ※住民票の写しは不可
- 口座確認書類：金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人(カナ)が確認できる預金通帳またはキャッシュカードの写しのいずれか1つ
- 住民税証明書：世帯全員の令和5年度及び令和6年度所得・課税証明書、非課税証明書
※課税基準日時点の市区町村で発行されたもの
- 申告内容確認書類：修正申告または期限後申告した場合は、その申告内容が確認できるもの

【要申請】基準日(令和6年6月3日)以後に出生したこどもがいる世帯

上記の支給要件確認書または申請書を提出後、**基準日(令和6年6月3日)以後に出生したこどもがいる世帯**については、**追加給付の対象**となります。

まずは、**相談窓口(郡山市役所本庁舎1階)**でご相談、もしくは、**コールセンター(電話番号0120-839-906)**へご連絡ください。

※ 相談窓口およびコールセンターは、7月12日(金)から開設します。

申請書の該当箇所を確認・記載し、必要書類を添付の上、**必ず期限(令和6年10月31日)までに提出**してください。

- 当該こども1人あたり5万円を追加給付します。
- **期限(令和6年10月31日)までに住民登録**されるとともに、**申請書を提出**する必要があります。

確認書または申請書の提出期限

10月31日(木) ※郵送の場合は、当日消印有効

問い合わせ先

■郡山市物価高騰対応等生活困窮世帯緊急支援給付金コールセンター

 **0120-839-906**(フリーダイヤル)

【開設期間】 7月12日(金)～10月31日(木)

【受付時間】 午前8時30分～午後5時15分 (土・日・祝日を除く。)

次ページへ続きます 

■ 郡山市物価高騰対応等生活困窮世帯緊急支援給付金相談窓口

【開設場所】 郡山市朝日一丁目23番7号

郡山市役所本庁舎1階正面入口西側(市民ギャラリー内)

【開設期間】 7月12日(金)～10月31日(木)

【受付時間】 午前8時30分～午後5時15分 (土・日・祝日を除く。)

申請書の入手方法

相談窓口でお渡しします。また、ダウンロードすることも可能です。

●案内チラシ**▶ 給付金のご案内[PDF]**

<https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/attachment/84625.pdf>

**●申請書****▶ 【申請書】新規住民税均等割非課税世帯用[PDF]**

<https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/attachment/84334.pdf>

**▶ 【申請書】新規住民税均等割のみ課税世帯用[PDF]**

<https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/attachment/84357.pdf>

**▶ 【申請書】こども加算事由発生用[PDF]**

<https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/attachment/84352.pdf>

**●記入例****▶ 【申請書記入例】新規住民税均等割非課税世帯用[PDF]**

<https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/attachment/84353.pdf>

**▶ 【申請書記入例】新規住民税均等割のみ課税世帯用[PDF]**

<https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/attachment/84355.pdf>

**▶ 【申請書記入例】こども加算事由発生用[PDF]**

<https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/attachment/84356.pdf>



次ページへ続きます 

よくある質問

質問:給付対象世帯の定義は。

回答: 住民票上の世帯となります。なお、市から送付する支給要件確認書等は、原則住民票上の世帯主宛てとなります。

質問:令和5年度物価高騰対応等生活困窮世帯緊急支援給付金(住民税均等割非課税世帯【7万円】または住民税均等割のみ課税世帯【10万円】)の支給要件確認書が届いていたが、提出を失念したため、受給していない。令和6年度は支給対象となるか。

回答: 令和5年度給付金の受給の有無にかかわらず、支給対象であった世帯は、令和6年度は支給対象外となります。

質問:令和6年度所得税および住民税が定額減税され、新たに令和6年度住民税均等割のみ課税世帯となった。令和6年度物価高騰対応等生活困窮世帯緊急支援給付金の支給対象となるか。

回答: 当該給付金の支給対象の要件として、定額減税前の令和6年度住民税課税状況で判断するため、定額減税前は所得割が課税されている場合、支給対象外となります。

質問:この給付金は、差押禁止や非課税の対象となりますか。

回答: 「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」に基づき、差押禁止等および非課税の対象となります。

「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意！

国や自治体の職員をかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署もしくは警察相談専用電話(#9100)へご連絡ください。

問い合わせ

保健福祉部 保健福祉総務課

TEL 024-924-3822



福島県からのお知らせ

応急仮設住宅の供与期間の延長について(令和6年7月22日公表)

7月22日HP更新

現在、令和7年3月までとしている大熊町および双葉町からの避難者に係る応急仮設住宅の供与期間の延長について、次のとおり決定したのでお知らせします。

大熊町および双葉町から避難されている方

住宅環境を始めとする生活環境の整備状況を踏まえて、国および両町とも協議の上、

令和8年3月31日まで1年間延長した上で、供与を終了します。

- ※ 県外の賃貸型応急仮設住宅、ビレッジハウスおよびUR住宅についても、上記のとおり対応いただくよう、要請しています。
- ※ 特定延長の適用については、今後判断します。

▶ 応急仮設住宅の供与期間について [PDF]

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/642795.pdf>



問い合わせ

生活拠点課 避難者住宅調整担当

TEL 024-521-8306



令和6年度第3回 入居者募集のお知らせ (令和6年10月以降入居予定)

■申込期間

8月1日(木)～9日(金)※必着

■対象者

Aグループ

平成23年3月11日において、田村市、南相馬市、川俣町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村に住んでいた方で、次に該当する方

- ① 避難指示が継続している区域に住んでいた方(居住制限者)
- ② 避難指示が解除された区域に住んでいた方で、現在、民間賃貸住宅等に住んでいる方
(旧居住制限者)

Bグループ

- ③ 地震・津波被災者で、比較的収入が低く、民間賃貸住宅等に住んでいる方
- ④ 子ども・被災者支援法に定める「支援対象避難者」(平成23年3月11日時点で中通り、浜通りに住んでいた方(上記Aグループに該当する方を除く))で、比較的収入が低く、民間賃貸住宅等に住んでいる方

Cグループ

- ⑤ 比較的収入が低く、民間賃貸住宅等に住んでいる方(県営住宅入居資格者)

■対象住宅

Aグループの方は募集团地一覧表の対象者欄にAと記載された団地(一覧表のすべての団地)、**Bグループ**、**Cグループ**の方は、それぞれB、Cと記載された団地に申し込むことができます。

■注意事項

- ・ 申し込みは第2希望まで可能です。
- ・ 優先住宅(車いす対応住宅も含む)は、集合住宅1階部分の住戸であり、優先世帯(60歳以上の高齢者、障がい者、要介護者を含む世帯)に限り申し込みができます。
- ・ 応募者多数の場合、抽選(当選)の優先順位は次のとおりとします。
 - 第1順位…**Aグループ**の①(居住制限者)
 - 第2順位…**Aグループ**の②(旧居住制限者)
 - 第3順位…**Bグループ**の③(地震・津波被災者)および④(子ども・被災者支援法に定める「支援対象避難者」)
 - 第4順位…**Cグループ**の⑤(県営住宅入居資格者)
- ・ 令和6年能登半島地震による住宅被災者への一時提供のため、対象者欄にCと記載された7団地について、募集戸数を調整する場合があります。

次ページへ続きます

- ・ 入居後の**復興公営住宅間の住み替え**は、世帯人数が増減した場合、身体の機能上の制限を受ける者となった場合、介護が必要となった場合など、一定の理由がある場合に可能ですので、ご相談ください。
- ・ 補欠として登録されている方も応募できますが、当選した場合は、補欠の権利は無効となりますので、ご了承ください。
- ・ ペット可の住戸において室内飼育をした場合、ペットによる室内の汚損や破損の程度により、退去時の修繕費用が高額となる場合がありますのでご注意ください。

■募集団地

所在地	団地名	対象者	建設年度	災害リスク	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集戸数
福島市	飯坂	A	H27	-	集合住宅	一般住宅	3LDK	1
	北中央	A	H28	内水	集合住宅	優先住宅	2LDK	2
						一般住宅	2LDK	1
							3LDK	1
	北沢又(ペット可)	A	H28	-	2戸1棟(2階建て)	一般住宅	2LDK	2
	北沢又	A B	H28～H30	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	4
							3LDK	5
						一般住宅	2LDK	4
							3LDK	5
二本松市	根柄山(ペット可)	A B	H28	-	戸建て(平屋) または 2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	4
					2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	5
	石倉	A B C	H28～H29	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	2
							3LDK	11
						優先住宅(車いす)	3LDK	1
							2LDK	10
	若宮	A	H29	-	集合住宅	一般住宅	3LDK	34
							2LDK	1
	表(ペット可)	A B	H29	土砂災害	集合住宅	優先住宅	3LDK	2
							3LDK	1
						優先住宅(車いす)	3LDK	1
							2LDK	3
川俣町	壁沢(ペット可)	A B C	H28	-	2戸1棟(平屋)	優先住宅	2LDK	2
					2戸1棟(2階建て)	一般住宅	2LDK	9
							3LDK	13
郡山市	柴宮	A	H26	内水	集合住宅 57号棟	一般住宅	3LDK	2
	富田	A	H26～H27	-	集合住宅 1～3号棟	優先住宅	2LDK	2
						一般住宅	3LDK	3
	八山田	A	H26～H27	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	3
						一般住宅	3LDK	2

次ページへ続きます 

所在地	団地名	対象者	建設年度	災害 リスク	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集 戸数
郡山市	東原	A	H26～H27	-	集合住宅 1・2号棟	優先住宅	2LDK	3
						一般住宅	3LDK	2
					集合住宅3号棟	優先住宅	3LDK	1
	安積	A	H27	内水	集合住宅	優先住宅	3LDK	1
						優先住宅(車いす)	3LDK	1
						一般住宅	2LDK 3LDK	1 2
	鶴見坦	A	H27	-	集合住宅	優先住宅	3LDK	1
	守山駅西 (ペット可)	A B	H28	-	2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	9
三春町	平沢 (ペット可)	A B C	H28	-	戸建て(平屋)	一般住宅	2LDK	6
					戸建て(2階建て)	一般住宅	3LDK	13
田村市	石崎南 (ペット可)	A B	H28	-	2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	2
白河市	南湖南 (ペット可)	A B	H28	-	2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	4
会津 若松市	古川町	A B C	H26	洪水	集合住宅	一般住宅	3LDK	5
	年貢町	A B C	H27	洪水	集合住宅	優先住宅	2LDK	1
						一般住宅	3LDK	15
	白虎 (ペット可)	A	H27～H28	-	集合住宅 (メゾネット)	一般住宅	2LDK	4
					戸建て(平屋)	一般住宅	2LDK	1
	城北 (ペット可)	A B	H28	-	戸建て(2階建て)	一般住宅	3LDK	1
					2戸1棟(平屋)	一般住宅	1LDK	2
					戸建て(平屋)	一般住宅	2LDK	1
					2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	1
南相馬市	北原	A B C	H28	-	集合住宅	優先住宅	2LDK 3LDK	5 8
						優先住宅(車いす)	3LDK	4
						一般住宅	2LDK 3LDK	15 23
						一般住宅	3LDK	23
	上町	A B C	H28	-	集合住宅	優先住宅	2LDK 3LDK	2 5
						優先住宅(車いす)	3LDK	1
						一般住宅	2LDK 3LDK	8 23
						一般住宅	3LDK	23
	南町	A B	H28	-	集合住宅	優先住宅	2LDK 3LDK	1 2
						優先住宅(車いす)	3LDK	1
						一般住宅	2LDK 3LDK	5 28
						一般住宅	3LDK	28
	牛越	A B C	H28～H29	-	集合住宅	優先住宅	3LDK	13
						一般住宅	2LDK 3LDK	6 47
						一般住宅	3LDK	47
	西町 (ペット可)	A	H28	洪水	2戸1棟(2階建て)	一般住宅	2LDK	3
広野町	下北迫 (ペット可)	A B	H29	-	2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	1
					2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	10

次ページへ続きます 

所在地	団地名	対象者			建設年度	災害 リスク	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集 戸数
いわき市	下神白	A	B		H26	津波	集合住宅	優先住宅	2LDK	4
									3LDK	1
								一般住宅	2LDK	7
									3LDK	18
	家ノ前 (ペット可)	A	B		H27	洪水	戸建て(平屋)	一般住宅	2LDK	1
							戸建て(2階建て)	一般住宅	3LDK	6
	宮沢	A	B		H28	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	1
								一般住宅	2LDK	2
									3LDK	1
	大原	A	B		H28	津波	集合住宅	優先住宅	2LDK	2
									3LDK	1
								一般住宅	2LDK	1
									3LDK	2
	高萩 (ペット可)	A	B	C	H28	洪水	2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	4
							戸建て(2階建て) または 2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	15
	四ツ倉	A			H29	洪水	集合住宅	優先住宅	2LDK	1
								一般住宅	2LDK	1
									3LDK	10
	下矢田	A	B		H29	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	2
								一般住宅	2LDK	1
									3LDK	1
	中原 (ペット可)	A			H28	洪水 津波	集合住宅 1～3号棟	優先住宅	2LDK	2
								一般住宅	3LDK	2
									2LDK	2
	中原	A			H28～H29	洪水 津波	集合住宅 4～7号棟	優先住宅	2LDK	1
								3LDK	3	
	勿来酒井 (ペット可)	A			H29	-	戸建て(平屋)	一般住宅	2LDK	3
	勿来酒井	A			H29	-	集合住宅 2～4号棟	優先住宅	2LDK	1
								3LDK	1	
							一般住宅	2LDK	2	
								3LDK	2	
							集合住宅 (木造長屋) 5・6号棟	優先住宅	2LDK	1
	北好間 (ペット可)	A			H29	洪水	集合住宅 1～3・5・6号棟	一般住宅	2LDK	2
	北好間	A			H29	洪水	集合住宅 4・7～16号棟	優先住宅	3LDK	1
								優先住宅(車いす)	3LDK	1
								一般住宅	2LDK	2
									3LDK	9
	泉本谷	A			H29	土砂 災害	集合住宅	優先住宅	2LDK	6
								一般住宅	3LDK	9
									3LDK	2
	磐崎	A			H29	洪水	集合住宅	優先住宅	2LDK	1
優先住宅(車いす)								3LDK	1	

次ページへ続きます 

所在地	団地名	対象者	建設年度	災害リスク	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集戸数
いわき市	平赤井	A B	H29	洪水	集合住宅	優先住宅	3LDK	3
							計	565

■「災害リスク」欄について

「災害リスク」欄は、市町村が定めるハザードマップなどに基づき、県が現時点で把握している情報を記載しています。リスクの程度などは下の表で確認ください。

詳細については、各市町村の防災担当課へお問い合わせください。

管内	団地名	洪水	内水	津波	土砂災害
県北	笹谷		0.2m未満		
	北中央		0.2m未満		
	表				警戒区域
県中	柴宮		0.5m未満		
	安積		0.5m未満		
会津若松	古川町	1m～2m			
	年貢町	0m～0.5m			
相双	西町	0.5m～1.0m未満			
いわき	下神白			1.0m～3.0m未満	
	家ノ前	3.0m未満			
	大原			0.3m未満	
	高萩	3.0m未満			
	四ツ倉	3.0m未満			
	中原	0.5m未満		0.5m～1.0m未満	
	北好間	5.0m～10m未満 ※家屋倒壊等 はん濫想定区域			
	泉本谷				警戒区域
	磐崎	0.5m未満			
	平赤井	5.0m～10m未満			

※「土砂災害」とは、土砂災害警戒区域内にある住戸であること、「津波」とは、津波災害警戒区域内にある住戸であること、「洪水」「内水」とは、ハザードマップにおける浸水想定区域内にある住戸であることをそれぞれ指しています。

次ページへ続きます 

■申し込み方法

入居申込書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して当センターへお送りください。
必要書類は、募集対象者別にそれぞれの入居申込書に記載しています。

【入居申込書の送付先】

〒960-8043 福島県福島市中町8-2 福島県自治会館7階
福島県復興公営住宅入居支援センター

■入居申込書

入居申込書は、福島県復興公営住宅入居支援センターへ請求するか、ホームページからダウンロードしてください。

- ▶ 居住制限者用 (現在も避難指示が継続している区域に居住していた方) [PDF]

<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%28106%29.pdf>



- ▶ 旧居住制限者用 (避難指示が解除された区域に居住していた方) [PDF]

<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%28101%29.pdf>



- ▶ 地震・津波被災者用 (地震・津波により住宅を失った方) [PDF]

<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%28102%29.pdf>



- ▶ 支援対象避難者用 (平成23年3月11日時点で中通り、浜通り (避難指示が継続している区域を除く) に居住していた方) [PDF]

<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%28103%29.pdf>



- ▶ 県営住宅入居資格者用 (比較的收入が低く、住宅に困窮している方) [PDF]

<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%28107%29.pdf>



お問い合わせ

福島県復興公営住宅入居支援センター

専用ダイヤル

☎024-522-3320

受付時間 8:30~17:15 (土日、祝日を除く)

〒960-8043 福島県福島市中町8-2 福島県自治会館7階



福島県復興公営住宅の内覧について (令和6年度第3回募集)

福島県復興公営住宅のうち、入居対象を一般県営住宅の入居対象者まで拡大している以下の団地については内覧が可能です。

第3回募集(8月1日～9日の募集)に向け内覧を希望される方は、以下によりお申し込みください。

■内覧対象団地、内覧日時および内覧住戸

団地名	所在地(代表住所)	内覧日時	内覧住戸
石倉団地	二本松市油井字大窪96	7月31日(水) 集合時間 14:00 内覧時間 14:00～16:00	6号棟 204号室 2LDK 6号棟 209号室 3LDK
壁沢団地	川俣町壁沢23	8月2日(金) 集合時間 14:00 内覧時間 14:00～16:00	8号棟 1号室 2LDK(2戸1棟2階建) 12号棟 1号室 3LDK(2戸1棟2階建)
平沢団地	三春町大字平沢字四合田240	8月1日(木) 集合時間 10:00 内覧時間 10:00～12:00	43号棟 43号室 2LDK(戸建て平屋) 42号棟 42号室 3LDK(戸建て2階建)
古川町団地	会津若松市古川3-10	8月2日(金) 集合時間 13:30 内覧時間 13:30～14:30	1号棟 302号室 3LDK
年貢町団地	会津若松市門田大字年貢町字大道東444-1	7月31日(水) 集合時間 13:30 内覧時間 13:30～14:30	1号棟 209号室 3LDK
北原団地	南相馬市原町区北原字前谷地230-1	8月4日(日) 集合時間 10:00 内覧時間 10:00～12:00	5号棟 106号室 2LDK 5号棟 301号室 3LDK
上町団地	南相馬市原町区上町一丁目12番1	8月2日(金) 集合時間 10:00 内覧時間 10:00～12:00	3号棟 106号室 3LDK 3号棟 103号室 2LDK
牛越団地	南相馬市原町区牛越字辻内1番地の1	8月3日(土) 集合時間 10:00 内覧時間 10:00～12:00	1号棟 305号室 2LDK 1号棟 208号室 3LDK
高萩団地	いわき市小川町高萩字上代24-1	8月3日(土) 集合時間 10:00 内覧時間 10:00～12:00	51号棟 3LDK(戸建て2階建) 54号棟 1号室 3LDK(2戸1棟2階建)

次ページへ続きます 

■申し込み期間

7月22日(月)～29日(月) 午前8時30分～午後5時15分 ※土曜日・日曜日・祝日を除く

■申し込み方法

復興公営住宅入居支援センターへ電話(024-522-3320)で以下の内容をお伝えの上、お申し込みください。

- (1)内覧を希望される団地名
- (2)内覧される方の代表者氏名と連絡先
- (3)参加者数
- (4)駐車場の要否

■持ち物

スリッパを各自ご用意ください。

■内覧に当たっての注意

- 他の入居者さまがお住まいですので、内覧は静かにご覧ください。
- お子さまがいらっしゃる場合は目を離さないようお願いします。
- トイレは使用できません。あらかじめ済ませてからお越しください。
- 住戸内は飲食禁止です。
- 角のある物品は携行しないなど、建物に傷や汚れをつけないようご配慮願います。
- 写真撮影は、住戸内は可能ですが、住戸の外は入居者が生活していますので、撮影をお控え願います。
- 自動車でお越しの方は、団地内の走行は徐行を厳守し、指定の区画番号の場所に駐車してください。

※ 各団地の募集チラシや案内図については、下記ホームページをご覧ください。

▶ 福島県復興公営住宅の内覧について(令和6年度第3回募集)

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065a/fukkoukoeinairan.html>



お問い合わせ

福島県復興公営住宅入居支援センター

専用ダイヤル

☎024-522-3320

受付時間 8:30～17:15(土日、祝日を除く)

〒960-8043 福島県福島市中町8-2 福島県自治会館7階

E6 常磐自動車道 上下線 広野IC～南相馬IC 夜間通行止めのお知らせ

8月19日(月)～9月4日(水)、9月24日(火)～26日(木)

平日夜20時～翌朝5時
～舗装補修工事等を行います～

令和6年7月22日
東日本高速道路株式会社

NEXCO東日本いわき管理事務所(福島県いわき市)では、E6 常磐自動車道 広野ICから南相馬ICにて舗装補修工事等を行うため、夜間通行止めを実施します。

お客さまには大変ご迷惑をおかけしますが、お出かけの際には時間にゆとりをもってくださいませよう、ご理解とご協力をお願いします。

■通行止め区間・日時

各日夜20時～翌朝5時

【1】広野IC～常磐富岡IC(上下線)

実施日: 8月19日(月)～9月4日(水)

予備日: 9月5日(木)～13日(金)

【2】浪江IC～南相馬IC(上下線)

実施日: 9月24日(火)～26日(木)

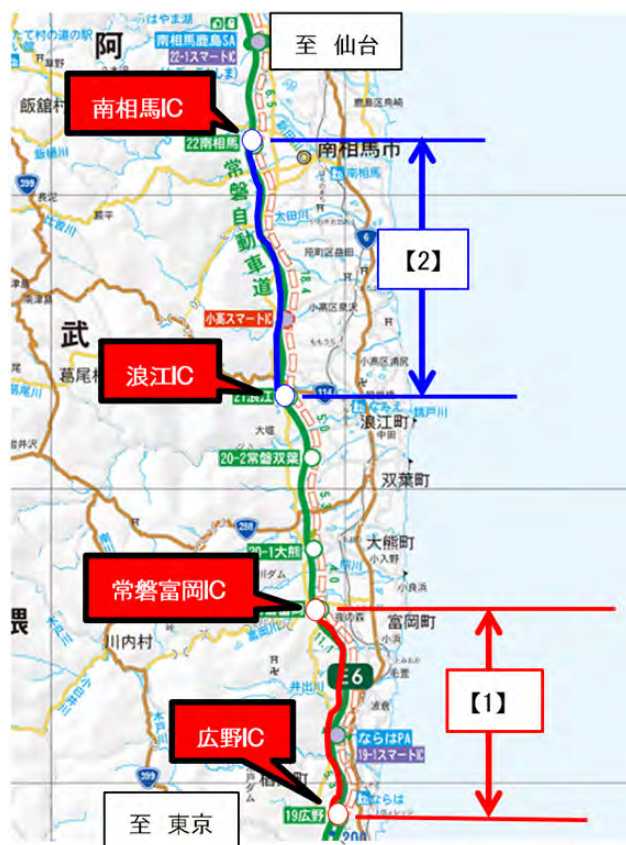
予備日: 9月27日(金)～30日(月)

※通行止め区間内にあるPAについては以下のとおり閉鎖します。

ならはPA 夜20時～翌朝5時

※荒天時は、予備日に順延します。

※工事実施判断は、X(旧Twitter)などでお知らせします。



※地理院地図(国土地理院)をもとに、NEXCO東日本が加工

問い合わせ

NEXCO東日本 お客様センター

TEL 0570-024-024 または 03-5308-2424

E49 磐越自動車道 上下線 会津若松IC～新潟中央JCT 夜間通行止めのお知らせ

8月19日(月)～10月30日(水) 夜20時～翌朝6時
～舗装補修工事等を行います～

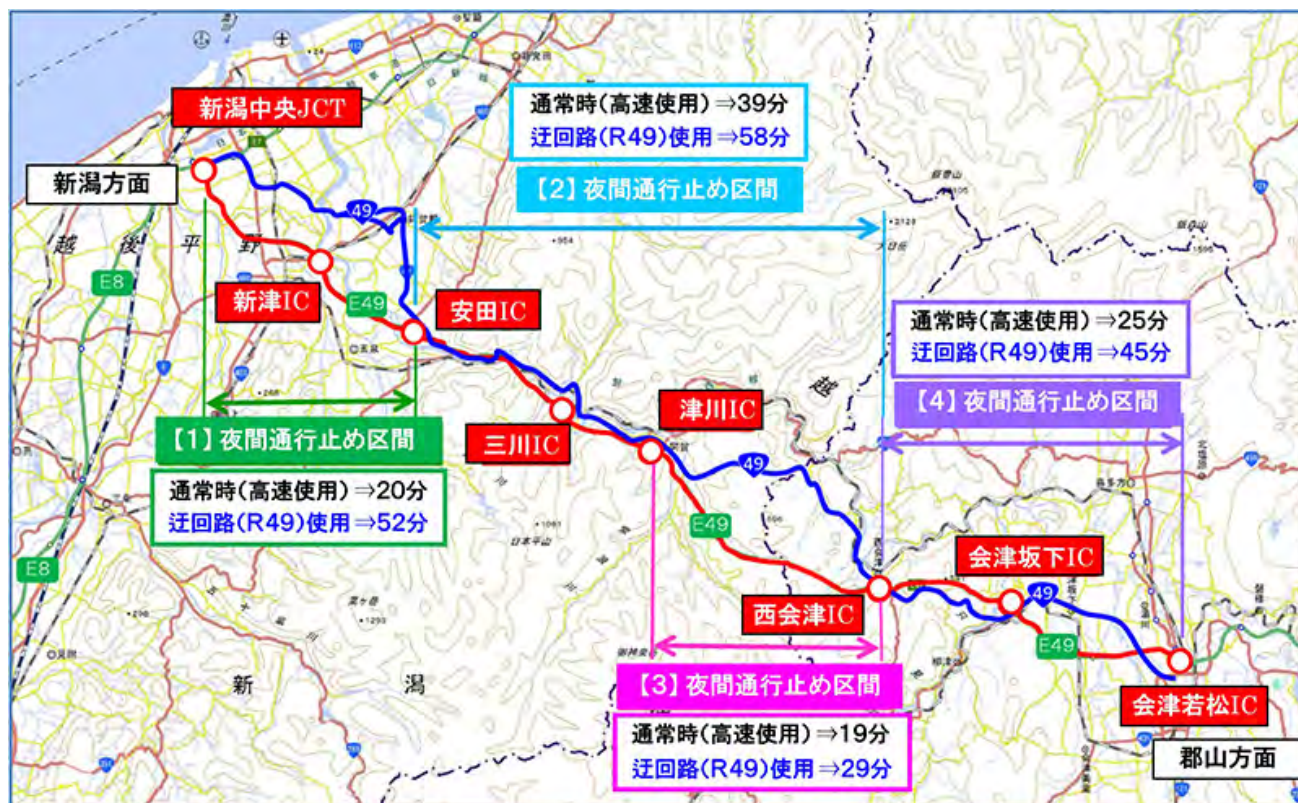
令和6年7月19日
東日本高速道路株式会社

NEXCO東日本 東北支社(仙台市宮城野区)および新潟支社(新潟市中央区)では、**E49** 磐越自動車道 会津若松ICから新潟中央JCTにおいて、舗装補修工事等を行うため、夜間通行止めを実施します。

お客さまには大変ご迷惑をおかけしますが、お出かけの際には時間にゆとりをもってくださいませよう、ご理解とご協力をお願いします。

1. 通行止め区間

- 【1】安田IC～新潟中央JCT(上下線)
- 【2】西会津IC～安田IC(上下線)
- 【3】西会津IC～津川IC(上下線)
- 【4】会津若松IC～西会津IC(上下線)



※地理院地図(国土地理院)をもとに、NEXCO東日本が加工

次ページへ続きます

2. 通行止め日時

【1】安田IC～新潟中央JCT(上下線)

実施日: 8月19日(月)～23日(金)

各日夜20時～翌朝6時

予備日: 8月26日(月)～30日(金)

各日夜20時～翌朝6時

【2】西会津IC～安田IC(上下線)

実施日: 9月2日(月)～6日(金)

各日夜20時～翌朝6時

予備日: 9月9日(月)～13日(金)

各日夜20時～翌朝6時

【3】西会津IC～津川IC(上下線)

実施日: 9月9日(月)～10月1日(火)

各日夜20時～翌朝6時 土・日・祝日を除く

予備日: 10月2日(水)～8日(火)

※【2】の通行止め日数を含めると計20夜間

【4】会津若松IC～西会津IC(上下線)

実施日: 10月9日(水)～30日(水)

各日夜20時～翌朝6時 土・日・祝日を除く

予備日: 10月31日(木)～11月6日(水) 各日夜20時～翌朝6時 土・日・祝日を除く

※荒天時は、予備日に順延します。

※工事実施判断は、X(旧Twitter)などでお知らせします。



問い合わせ

NEXCO東日本 お客様センター

TEL 0570-024-024 または 03-5308-2424

避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム(避難者名簿)に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・転居したので住所が変わった(変わる予定である)
- ・家族構成が変わった
(子が進学などで転出、帰還した家族がいる など)
- ・避難生活が終了した(避難の意思を有しなくなった)

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している 世帯数と人数(2024.7.24現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	13	32
原町区	3	3
南相馬市 計	16	35
浪江町	3	10
双葉町	1	1
郡山市	3	7
合 計	23	53

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511